

## 平成17年4月1日から平成31年3月17日までの間に育児休業手当金 または介護休業手当金を受給していた方へ（ご案内）

厚生労働省が行う毎月勤労統計調査において、全数調査すべきところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成16年以降の同調査における賃金額が低めに計算されていました。

地方公務員等共済組合法に基づき給付する育児休業手当金及び介護休業手当金は、平成17年4月1日以降に開始した休業分から、**1日当たりの給付額に上限額（給付上限相当額）**が設けられており、この給付上限相当額は、毎月勤労統計調査の結果を反映して計算されるため、同調査の再集計に伴い、以下に該当する方について追加給付が発生します。

### ○ 追加給付の対象となる方

以下の①、②の両方の条件に該当する方です。

- ① 平成17年4月1日から平成31年3月17日まで（給付上限相当額に変更がない平成23年8月1日から平成26年7月31日までの期間は除く）  
に育児休業手当金または介護休業手当金を受給していた。
- ② 標準報酬（平成27年9月以前は給料）の月額が一定額以上であったため、育児休業手当金または介護休業手当金の計算において給付上限相当額が適用されていた。

例 平成31年3月休業分の場合、次の方が対象となります。

受給されていた手当金	給付上限相当額が適用される方
育児休業手当金	標準報酬の月額が47万円以上
介護休業手当金	標準報酬の月額が50万円以上

### ○ 追加給付額について

変更前の給付上限相当額により計算した手当金の額と、毎月勤労統計における再集計結果を反映した変更後の給付上限相当額により計算した手当金の額の差額分を基礎として計算した額となります。

## ○ 追加給付の方法について

- 追加給付の対象となる方につきましては、追加給付額の計算が完了次第、手当金の給付を受けた支部から順次、給付することとなります。  
給付の時期等が決まり次第、支部よりご連絡させていただきます。
- 既に退職されている方につきましては、住所の移転等により対象者の方への連絡先が判明できない場合がございますので、対象と思われる方は、手当金の給付を受けた支部までお問い合わせ頂くようお願いいたします。
- 平成25年3月以前に手当金を受給していた方につきましては、関係書類等の保存期間経過により対象者の方を確認できない場合がございますので、対象となると思われる方は、手当金の給付を受けた支部までお問い合わせ頂くようお願いいたします。

支部のお問合せ先につきましては、[こちら](#)になります。